

平成28年度 授業シラバスの詳細内容

科目名(英)	民法 I A (Civil Law I A)		授業コード	E033002
担当教員名	松下 乾次		科目ナンバリングコード	E20506
配当学年	2	開講期	前期	
必修・選択区分	選択必修	単位数	2	
履修上の注意または履修条件	履修条件はありません。			
受講心得	授業中に配付されたプリント(冊子)を必ず持参して下さい。授業内容(スライド)と自習した内容からなるノートを作成してください。			
教科書	授業で指示します。			
参考文献及び指定図書	内田貴『民法 I 総則・物権総論 第4版』(東大出版会)。その他、講義で指示します。			
関連科目	民法 I B、民法 II、その他法律科目。			

授業の目的	民法の基本的な原理(契約自由等)を理解し、いかにすれば有効な契約が締結できるのか、基本的な制度を学習します。民法改正についても、関連する項目では見ていきます(法律行為、時効)。
授業の概要	民法 I Aは、「民法総則」を扱います。授業の内容は、まず、民法の基本原則を近代社会、現代社会の展開で理解します。そして、主要内容は契約の成立(合意)が有効になる(権利・責任が具体的に発生する)過程とその要件を学習します。契約当事者の資格、法人制度、契約締結過程のトラブル、消費者問題などです。

○授業計画	
学修内容	学修課題(予習・復習)
第 1 週：民法の基本原則—1および近代法の概要 民法は、近代社会の基本的な思想を具体化しています。すべての人は平等であるという原則であり、経済・市場の自由にかかわる原則です。経済・市場の自由に関する原則には、まず過失責任の原則があります。自動車事故などで他人に損害を与えた時の賠償責任の制度の原則です。加害者の行為が過失、すなわち不注意があるなどの要件を充たした時だけ、賠償責任があるという原則です。	配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理し、復習する。 各回の確認問題で、自習・復習する。
第 2 週：民法の基本原則—2 契約自由の原則があります。アパート借りたり、アルバイトをするとき、それぞれ賃貸借契約、雇用契約という契約が結ばれます。契約では、家賃や給与など当事者にとって重要な内容が合意され明記されます。これら契約内容が不合理でも国家・法は干渉しないというのがこの原則です。	配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理し、復習する。 各回の確認問題で、自習・復習する。
第 3 週：民法の基本原則とその変容 所有権絶対の原則があります。モノの自由な移動が保障されないかぎり、近代的な産業は興りません。モノの所有形態を「単純」にし、モノの所有者には「絶対的」な力が与えられるのがこの原則です。 しかし、他人に迷惑をかけてまでの自由はありません。所有権は今日特別法(環境法、建築基準法等)で規制されます。契約の自由も借地借家法、労働法等の特別法で規制されています。過失責任も、今日では加害者の責任が特別法等で強化されています。	配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理し、復習する。 各回の確認問題で、自習・復習する。
第 4 週：民法典の構成と民法総則の意義 民法上の権利、私権は、契約上生じる要求する権利＝債権(債権編)と、所有権を中心とする強力な権利＝物権(物権編)に分かれます。それぞれは、契約の自由、所有権絶対の原則を具体化しています。 民法総則(総則編)は、社会機能的側面から見ると、契約合意＝成立から権利義務の発生に当たる要件、有効要件を定めています。	配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理し、復習する。 各回の確認問題で、自習・復習する。

<p>第5週：制限行為能力者－1</p> <p>近代社会の思想には、また、平等思想があります。人は生まれながらにして平等です（権利能力平等の原則）。しかし、契約交渉では実際は交渉能力に差異があるなど、決して平等ではありません。そこで、未成年者、高齢者そして障害者など交渉能力の劣るとされる人々を「制限行為能力者」として保護の制度が置かれています。</p>	<p>配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理し、復習する。 各回の確認問題で、自習・復習する。</p>
<p>第6週：制限行為能力者－2</p> <p>平成13年以降施行の制限行為能力者制度の趣旨は、障害者・高齢者の「自己決定の尊重」にあります。従来の行為無能力者(未成年者、その他契約交渉で利害打算する能力が劣る禁治産者、準禁治産者)制度を、今日の課題に合わせたものです。ここでは、意義と改正点を学習します。</p>	<p>配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理し、復習する。 各回の確認問題で、自習・復習する。</p>
<p>第7週：法人－1</p> <p>人や物の集合した団体・組織もまた、生身の人間(自然人)と同様に、自らの名で(団体名)契約を締結し、裁判所に訴えることができなければなりません。この意義と法人化の手続を学びます。</p>	<p>配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理し、復習する。 各回の確認問題で、自習・復習する。</p>
<p>第8週：法人－2</p> <p>民法の特別法である社団法人法、財団法人法そして公益法人法から、現代の非営利法人、公益法人の制度が概観します。この関連で、特定営利活動法人も見えていきます。</p>	<p>配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理し、復習する。 各回の確認問題で、自習・復習する。</p>
<p>第9週：法律行為－1</p> <p>法律行為は、契約を中心に「意思表示」にかかわる行為の総称です。契約締結あるいは団体設立に際しての私人の意思を尊重する意思自治(私的自治)をもっとも端的に表す制度です。</p>	<p>配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理し、復習する。 各回の確認問題で、自習・復習する。</p>
<p>第10週：法律行為－2</p> <p>契約を中心にその有効要件を見ていきます。契約は当然に効力がない、すなわち無効の場合には何か。例えば反社会的な契約を結ぶ場合、公序良俗違反で無効です。当然には無効とはならないが、有効と見るには酷な場合、たとえば詐欺の場合には詐欺にあった人が契約を取り消すと契約を無効にできます。</p>	<p>配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理し、復習する。 各回の確認問題で、自習・復習する。</p>
<p>第11週：法律行為－3</p> <p>民法においても契約を無効にできます。しかし、限界があります。例えば、流暢な語り口のセールスマンの口車に乗って契約をうっかり結んでしまった。この場合、民法では詐欺、騙されたとはなりません。この結論では、買った側に非常に不利になるでしょう。そこで、今日では買った側すなわち消費者を保護する特別法の登場となります。特定商品販売法では、8日以内なら取り消すことができます。消費者契約法では6ヶ月以内なら取り消すことができます。</p>	<p>配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理し、復習する。 各回の確認問題で、自習・復習する。</p>
<p>第12週：代理－1</p> <p>土地など高価なものを買うとき、あるいは品質が見極めにくい商品を買うとき、それら商品に精通したプロに任せることがよくあります。任せる限り、一定の範囲で、そのプロには価格や品質等について自由に判断させます。代理権をプロ、すなわち代理人に与えて有効な契約を締結できるようにするのが、代理制度です。</p>	<p>配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理し、復習する。 各回の確認問題で、自習・復習する。</p>
<p>第13週：代理－2</p> <p>代理が有効に成立するには、代理権の授与の側面(根拠・範囲)と、代理人と相手方との間の代理行為の側面で問題がないことが必要です。また、代理権がない無権代理行為の場合でも、なお有効な契約とみなして本人の契約責任を相手方のために認める表見代理があります。取引の安全を確保する重要な制度である。</p>	<p>配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理し、復習する。 各回の確認問題で、自習・復習する。</p>

第14週：時効		配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理し、復習する。 各回の確認問題で、自習・復習する。
時の経過によって権利を得たり失ったりする民事時効です。10年請求を怠ると貸金債権を失い、他人の土地を勝手に20年占拠するだけで所有権を取得します。しかし、当然に時効は成立するのか？裁判で主張することが求められます。借金を踏み倒した。他人の土地をすっかり自分のものにした。これらのことが公然化されることを覚悟すること、良心の踏み絵を踏むことが要求されるのです。		
第15週：総復習		
第16週：期末試験		キーワード、重要用語を復習し、試験に備えます。また、提出ノートを整理します。
授業の運営方法	(1)授業の形式	「講義形式」
	(2)複数担当の場合の方式	
	(3)アクティブ・ラーニング	
地域志向科目	該当しない	
備考	欠席した場合は、復習しノートを提出します。	

○単位を修得するために達成すべき到達目標	
【関心・意欲・態度】	市民社会、市場の原理の表現である民法を学習し、身近な法関係を考えていく。
【知識・理解】	民法、とくに民法総則の重要語、キーワードを理解する。
【技能・表現・コミュニケーション】	民法総則が対象とする契約合意＝成立から、有効な契約になる要件の全体像を理解し、簡潔に説明できる。
【思考・判断・創造】	法、民法の思考に慣れる。

○成績評価基準(合計100点)			合計欄	100点
到達目標の各観点と成績評価方法の関係および配点	期末試験・中間確認等(テスト)	レポート・作品等(提出物)	発表・その他(無形成果)	
【関心・意欲・態度】 ※「学修に取り組む姿勢・意欲」を含む。		10点		
【知識・理解】 ※「専門能力(知識の獲得)」を含む。	60点			
【技能・表現・コミュニケーション】 ※「専門能力(知識の活用)」「チームで働く力」「前に踏み出す力」を含む。	20点			
【思考・判断・創造】 ※「考え抜く力」を含む。		10点		

(「人間力」について)

※以上の観点に、「こころの力」(自己の能力を最大限に発揮するとともに、「自分自身」「他者」「自然」「文化」等との望ましい関係を築き、人格の向上を目指す能力)と「職業能力」(職業観、読解力、論理的思考、表現能力など、産業界の一員となり地域・社会に貢献するために必要な能力)を加えた能力が「人間力」です。

○配点の明確でない成績評価方法における評価の実施方法と達成水準の目安

成績評価方法	評価の実施方法と達成水準の目安
レポート・作品等 (提出物)	
発表・その他 (無形成果)	